輸出貿易管理令　別表第１　項目別対比表　（該非判定用）

貨　物　名：
メーカー名：
型及び銘柄：

©CISTEC
2020.07.01施行政省令等対応（　１／３　）

３の２（１）軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子であつて、経済産業省令で定めるもの	判定欄	注　釈	記　入　欄
［省令］第２条の２［第１項］輸出令別表第１の３の２の項（１）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。	該　当 ○ 非該当 × 対象外 －		
一　ウイルス（ワクチンを除く。）であって、	【　】 《　》	］除外	
アフリカ馬疫ウイルス、	［　］		
アフリカ豚熱ウイルス、	［　］		
アンデアン・ポテト・ラテント・ウイルス、	［　］		
アンデスウイルス、	［　］		
エボラウイルス属の全てのウイルス、	［　］		
黄熱ウイルス、	［　］		
オムスク出血熱ウイルス、	［　］		
オロポーチウイルス、	［　］		
ガナリトウイルス、	［　］		
キャサヌール森林病ウイルス、	［　］		
牛疫ウイルス、	［　］		
クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、	［　］	てい	
口蹄疫ウイルス、	［　］	＊蹄	
高病原性鳥インフルエンザウイルス（Ｈ５又はＨ７のＨ抗原を有するものに限る。）、	［　］		
ＳＡＲＳコロナウイルス、	［　］		
再構成１９１８年インフルエンザウイルス、	［　］		
サビアウイルス、	［　］		
サル痘ウイルス、	［　］	すう	
小反芻獣疫ウイルス、	［　］	＊芻	
シンノンブレウイルス、	［　］		
水疱性口内炎ウイルス、	［　］	ほう	
西部ウマ脳炎ウイルス、	［　］	＊疱	
セントルイス脳炎ウイルス、	［　］		
ソウルウイルス、	［　］		
ダニ媒介脳炎ウイルス（極東型に限る。）、	［　］		
チクングニアウイルス、	［　］		
チャパレウイルス、	［　］		
跳躍病ウイルス、	［　］		
テュクロウイルス、	［　］	そう	
痘瘡ウイルス、	［　］	＊瘡	
東部ウマ脳炎ウイルス、	［　］		
ドブラバーベルグレドウイルス、	［　］		
ニパウイルス、	［　］		
日本脳炎ウイルス、	［　］		
ニューカッスル病ウイルス、	［　］		
ハンタンウイルス、	［　］		
豚熱ウイルス、	［　］		
豚水疱病ウイルス、	［　］	ほう	
豚テシオウイルス、	［　］	＊疱	
豚ヘルペスウイルス―１、	［　］		
フニンウイルス、	［　］		
ブルータングウイルス、	［　］		
ベネズエラウマ脳炎ウイルス、	［　］		
ヘンドラウイルス、	［　］		
ポテト・スピンドル・チュバー・ウィロイド、	［　］		
ポワッサンウイルス、	［　］		
マチュポウイルス、	［　］		
マールブルグウイルス属の全てのウイルス、	［　］		
マレー渓谷脳炎ウイルス、	［　］		
ヤギ痘ウイルス、	［　］		
羊痘ウイルス、	［　］		
ラグナネグラウイルス、	［　］		
ラッサウイルス、	［　］		
ランピースキン病ウイルス、	［　］		
リッサウイルス属のウイルス（狂犬病ウイルスを含む。）、	［　］		
リフトバレー熱ウイルス、	［　］		
リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、	［　］		
ルヨウイルス	［　］		
又はロシオウイルス	［　］		

輸出貿易管理令　別表第１　項目別対比表　（該非判定用）

ⓒCISTEC

３の２（１）軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子であつて、経済産業省令で定めるもの	判定欄	注　釈	記　入　欄
［省令］第２条の２［第１項］輸出令別表第１の３の２の項（１）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。	該　当 ○ 非該当 × 対象外 －		
二　細菌（ワクチンを除く。）であって、	【　】 《　》	］除外	
アルゲンチネンス菌（ボツリヌス神経毒素産生株に限る。）	［　］		
ウェルシュ菌（イプシロン毒素産生型のものに限る。）、	［　］		
ウシ流産菌、	［　］		
オウム病クラミジア、	［　］		
牛肺疫菌（小コロニー型）、	［　］		
コクシエラ属バーネッティイ、	［　］		
コレラ菌、	［　］		
志賀赤痢菌、	［　］	そ	
炭疽菌、	［　］	＊疽	
チフス菌、	［　］		
腸管出血性大腸菌（血清型Ｏ２６、Ｏ４５、Ｏ１０３、Ｏ１０４、Ｏ１１１、Ｏ１２１、Ｏ１４５及びＯ１５７）、	［　］	しん	
発疹チフスリケッチア、	［　］	＊疹	
バラチ菌（ボツリヌス神経毒素産生株に限る。）、	［　］		
鼻疽菌、	［　］		
ブタ流産菌、	［　］		
ブチリカム菌（ボツリヌス神経毒素産生株に限る。）、	［　］		
ペスト菌、	［　］		
ボツリヌス菌、	［　］		
マルタ熱菌、	［　］		
山羊伝染性胸膜肺炎菌Ｆ３８株	［　］	と	
野兎病菌、	［　］	＊兎	
又は類鼻疽菌	［　］	そ ＊疽	
三　毒素（免疫毒素を除く。）であって、	【　】 《　》	］除外	
アフラトキシン、	［　］		
アブリン、	［　］		
ウェルシュ菌毒素（アルファ、ベータ１、ベータ２、イプシロン又はイオタの毒素に限る。）、	［　］		
ＨＴ－２トキシン、	［　］		
黄色ブドウ球菌毒素（腸管毒素、アルファ毒素及び毒素性ショック症候群毒素）、	［　］		
コノトキシン、	［　］		
コレラ毒素、	［　］		
志賀毒素、	［　］		
ジアセトキシスシルペノール、	［　］		
Ｔ－２トキシン、	［　］		
テトロドトキシン、	［　］		
ビスカミン、	［　］		
ボツリヌス毒素	［　］		
ボルケンシン、	［　］		
ミクロシスチン	［　］		
又はモデシン	［　］		
四　前号に該当するもののサブユニット	【　】	→前号 ＝三号	

輸出貿易管理令　別表第１　項目別対比表　（該非判定用）

ⓒCISTEC
2020.07.01施行政省令等対応（　３／３　）

３の２（１）軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子であつて、経済産業省令で定めるもの	判定欄	注　釈	記　入　欄
［省令］第２条の２［第１項］輸出令別表第１の３の２の項（１）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。	該　当 ○ 非該当 × 対象外 －		
五　細菌又は菌類であって、 クラビバクター・ミシガネンシス亜種セペドニカス、 コクシジオイデス・イミチス、 コクシジオイデス・ポサダシ、 コクリオボールス・ミヤベアヌス、 コレトトリクム・カーハワイ、 ザントモナス・アクソノポディス・パソバー・シトリ、 ザントモナス・アルビリネアンス、 ザントモナス・オリゼ・パソバー・オリゼ、 シンキトリウム・エンドビオチクム、 スクレロフトラ・ライシアエ・バラエティー・ゼアエ、 セカフォラ・ソラニ、 チレチア・インディカ、 プクシニア・グラミニス種グラミニス・バラエティー・グラミニス、 プクシニア・ストリイフォルミス、 ペロノスクレロスポラ・フィリピネンシス、 マグナポルテ・オリゼ、 ミクロシクルス・ウレイ 又はラルストニア・ソラナセアルム・レース３及び次亜種２	【　】 ［　］ ［　］ ［　］ ［　］ ［　］ ［　］ ［　］ ［　］ ［　］ ［　］ ［　］ ［　］ ［　］ ［　］ ［　］ ［　］ ［　］		
六　遺伝子を改変した生物（意図的な分子操作によって核酸の塩基配列を生成し、又は改変されたものを含む。）であって次のいずれかを有するもの又は遺伝要素（染色体、ゲノム、プラスミド、トランスポゾン、ベクター及び復元可能な核酸断片を含む不活性化された組織体を含む。）であって次のいずれかの塩基配列を有するもの	【　】		
イ　第一号に該当する遺伝子	［　］		
ロ　第二号又は前号に該当する遺伝子のうち、人、動物若しくは植物の健康に重大な危害を与えるもの（転写又は翻訳した生産物を通じて危害を与えるものを含む。）又は病原性を付与若しくは増強することができるもの（血清型Ｏ２６、Ｏ４５、Ｏ１０３、Ｏ１０４、Ｏ１１１、Ｏ１２１、Ｏ１４５、Ｏ１５７その他の志賀毒素を産生する血清型をもつ大腸菌の核酸の塩基配列（志賀毒素又はそのサブユニットの遺伝要素を持つものに限る。）を有するもの以外のものを除く。）	［　］ 《　》	→前号 ＝五号 ］除外	
ハ　第三号又は第四号に該当するもの	［　］		

判定結果	□該当　　□非該当

該当項番
① 輸出令別表第１の項番［　　］
② 貨物等省令の条項号等の番号等
［　　］
［　　］

作成責任者：（作成年月日：　　年　　月　　日）

会　社　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所属・役職＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(ﾌﾘｶﾞﾅ)
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

電　　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿